

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例		
条 例 番 号	昭和 46 年神奈川県条例第 67 号	法 規 集	第 14 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 42 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額及び時間外勤務については条例で定めるものとされており、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	教職調整額は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定されている基準に従って定めており適正である。 時間外勤務は、政令で定める基準に従った場合に限定しており適正である。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額及び時間外勤務について明確かつ限定的に規定しており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額及び時間外勤務について定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額及び時間外勤務について定めるものであり、憲法、法令するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与については、今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、人事委員会の給与勧告等を踏まえて適宜見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>